

婦人相談員 婦人相談員の正職化、身分証明、安全な職場環境を徹底してほしいです。最低限生活できる給与保証をしてほしいです。

婦人相談員

- ・受電ブースにパソコンがなく不便。相談を受けながら、相談者の必要とする情報を調べることができない。
- ・事務処理にパソコンの台数が少ない。他の相談員と重なると使えないこともあり、1つの処理に数日かかることもよくある。もう少し設備を考えてほしい。
- ・DVCなのに、加害者等がやってきた場合の防衛策がされていないので不安。

婦人相談員

- ・支援以前に環境になじめず、退所する人が多い。信頼関係が結べない。
- ・女性保護施設が必要(当県にはない)。
- ・デートDVの対策と具体的な支援の方法が必要。
- ・残業がボランティア的になっている。超過勤務として認めてほしい。

婦人相談員

- ・精神疾患や発達障害等の疑いがあったり精神的ケアの必要な方などが多く苦慮している。
- ・エンドレスの業務に無力感があり疲弊してしまう。
- ・お金なく保証人もない、支援者のない被害者の住宅設定が困難。

婦人相談員 管内の関係機関へ連絡することは多々ありますが、面識のあるところまでには至らず、電話連絡、報告ばかりです。顔の見える関係を築いていきたいと思いますが困難です。

婦人相談員

- ・市町村に婦人相談員が必要。
- ・一時保護から自立に到るまでの社会資源、活用できる制度が少ない。
- ・関係機関との顔の見える関係作りが大切。ケース発生後に新しく関係が生まれる。ケースが発生していない市町村との関係づくり(研修、事例検討)が必要ではないかと思う。

婦人相談員 本当に必要とされている人に啓発が浸透してなくて、もっと早く来ればよかったとか、又、相談に来てよかったと言う声をよく聞きます。夫婦でも性暴力がとても多く、女の方は結婚すると若い人でも夫に従って強要でも我慢しないといけないと思ってた。今日相談に来て暴力の説明を受けて、我慢せんでも良いのだという事が分かって自分はまちがっていなかったんだと思われた方がかなり多くいます。DVで苦しんでいる人、別れられない人、調停中の人でも継続して相談にのっていくと、とても安心されるようです。初めての相談でワンワン泣いていた若い妻は離婚後自立して3年後お礼に来てくれる人も多くいます、やりがいがありとても嬉しいです。福祉の手続きも分からない人にはついて行って助言することも大事です。

婦人相談員 退所後のフォローが必要なケースも多いが、実施できないのが現状であり、気になるところである。

婦人相談員 施設内にはDV以外の方、精神を患っている方、行く所のない方、お金の持ち合わせがなく食べ物に困っている方など入所されます。でも入所者の情報はまったくと云っていいほど職員からは聞かされていなく、入所時の服薬で、又、本人からの申告で知ります。私達宿直員は全員心のケアなどを心掛け、対応していますが、それぞれの要望、思わくと違って、団体行動が苦手な自由がないと、館内でけんかになる事が多々あります。職員・警察での意識確認、館内説明などを落ち着いて聞けず、入所してからの服薬・苦情も多い。私達非常勤は、入所者の気持ちに寄り添い、その方の立ち直り、一人でも大丈夫と元気に退所されることを望んで、日々努力しております。

婦人相談員 当事者の女性と子どものための心理教育プログラムの必要性を強く感じています。暴力の連鎖を断ち切る事等、長期的なケアにつなげるために、一時保護入所中にプログラムが開始できると嬉しいと思います。またそのようなプログラムを実施できるインストラクターが増えてほしいと思います。

婦人相談員 売防法制度から64年経った今も、婦人(女性)の地位は「保護」されなければならない状況であることに、憤りを感じます。暴力、虐待の被害を受けているにも関わらず、自らを責め続けている女性たちが相談を通して自分の被害に気づき、自分自身をとりもどし、美しくよみがえっていかれる時を共有したとき、この仕事をやっていてよかったと思います。しかしふりかえって自分のおかれた現状を見た場合、私も公的に作られたワーキングプアであると痛感しています。正職員との格差を目のあたりにしながら、日々の業務をこなしています。自分の収入だけでは生きていけない私が、女性の自立の支援をしていることに矛盾を感じる毎日です。婦人保護事業の根幹を支える女性相談員の処遇改善を切望します。

婦人相談員 専門的な知識と経験などを必要とし、危険も伴う仕事を嘱託職員がやっていることに疑問を感じます。

婦人相談員 アンケート項目と現場での実態に、少しミスマッチがあるように感じる。

婦人相談員 とても難しく感じています。

婦人相談員 真に自立を促す事は並大抵の事ではありません。組織自体の意識を変える事が必要です。退所後の関わりについても全くと言っていい程できておりません。これらに問題を感じても嘱託職員の立場で意見を言える雰囲気でもありません。行政の仕事はボランティア精神に欠け、結局、この程度のものだと痛感しております。

婦人相談員

婦人保護業務は多岐に渡っているため、日々大変さを感じておりますが、担当や相談をしていただいた方々と一緒に今後の事を考えるお手伝いをさせてもらえるという幸せな仕事だと思っております。今後も自分自身のスキルの向上を目指し、多くの女性、同伴して来所するお子様と一緒に今後のお手伝いをしていけたらと思います。ありがとうございました。

婦人相談員

- ・婦人保護事業における社会資源の確立をのぞみます。ハローワークとの連携や経済的自立にむすびつける流れがあれば、安心して就労支援が出来ます。
- ・入所中のプログラムについて、例えばSSTなど本人が選択できるものをつくる。本人が希望すれば、技術の習得(パソコン)等も本人が退所したときに役に立つものを入所中のプログラムとして、予算化して支援するように出来ればと日頃考えています
- ・当県においては、ワンストップの支援や機関連携の構築がされておらず、顔の見える支援やネットワークづくりが課題となっている。
- ・非常勤や嘱託職員という不安定で低賃金(手取り11万程度)で長時間の労働(実質、サービス残業になる。残業代はもとからない)等、相談員の待遇改善は急務である。

婦人相談員

- ・この業務は、非常にデリケートな状態にある人々、しかも一人ひとりが事情の違う方々の相談を受け、危険と隣り合わせの中、神経を遣う仕事です。相談者の感情を扱う心理的な面と、ケースワーク的な目と情報を持って冷静に対処する必要性が要求されます。これは非常にむずかしく、経験をも要することです。しかしながら、現職場では、その経験等が給与等の待遇には一切反映されません。経験を積んだ方々は、自分の担当する仕事をする他に、新しい相談員等への指導や、新しく赴任した上司に教えたり相談にのることまでしています。それなのに嘱託として一律の給与のまま、正規職員や、看護職、心理職の方々に比べて低い給与であるのは、疑問に感じます。
- ・専門性を要求される仕事なわけですから、資格が必要であるなら、そう明記してもかまわないので、専門職としての待遇があるべきだと思います。
- ・経験を積んだ相談員が次々と職を離れてしまう現状では、今後の本県の婦人保護業務は真暗です。
- ・また上司になる方々の研修も必須で、毎年実施していただきたいです。職員全員が、毎年研修を受ける制度も必要と思われる。

婦人相談員

とにかく荷の思い業務だと思います。知識として身に付けておかななくてはならないことも多く大変です。

婦人相談員

暴力被害者からの相談や一時保護よりも、生活困窮や、精神的な問題を抱えているの方がずっと多い。意図的な家賃滞納や万引き、薬物使用、自身の不倫などで身内からも拒否され行き先がない女性が多い。配偶者や内夫からDVを受けている被害者や子どもを支援することは必要だと思うが、自身の生活態度が怠惰なためパートナーとケンカになるような方まで支援する必要があるのか疑問だ。他府県の保護所を渡り歩き、行く先々で生活保護を受けても自立する意思を持たない方も居る。生活保護も、婦人保護事業も、困っている方に手を差し伸べるものであって、怠け者を甘やかす制度ではないはずだ。DVの冤罪で不利益を受ける男性も居るので、根本的な見直しが必要ではないか。

婦人相談員 保護所での生活が何十年も前から変わらないような気がして(実際は知らないのですが)、もっと体や心をゆっくり休めたり、将来に希望が持てるような情報を得たり体験ができるような場になってほしいと考えています。

婦人相談員

- ・臨時職で、いつ解雇されるかわからないのが不安。
- ・仕事のための勉強を自己負担で受講していることはどうかと思う。勤務一年目も十年目も同じ給料なのはおかしい。
- ・超過勤務をしても手当がつかないのは不当である。それぞれ資格をとり勤務している。もっと給料を職責にあったもの、看護職、心理職等と同等の給料が望ましいと思う。経験年数や資格により給料に差があってもしかるべきと思う。
- ・管理職が相談員の仕事を理解していないため、相談員にストレスがたまっている。
- ・一時保護に関する決定は正職員が判断するが、そのことを相談者に伝えたと、あたかも相談員が入所を断ったようで、非常に負担である。
- ・相談員は正職員と同じくらいの責任を持ち、仕事をしている。一臨時職員に保護命令申し立て支援を薄給でさせるのはどうか。それなりの給料を付与すべき。
- ・管理職は相談員の話聞くことなく、まず全否定をする。そのため非常に仕事がしにくく、管理職に何の相談をしてもムダだと思ってしまう。このままこの仕事が続けられるかと不安になる。
- ・一時保護所から出すことだけを考えていて、その人の気持ちにより添い、よい支援をし、退所後も引き続き、支援しようという姿勢が正職員には欠如している。どうせ2~3年で異動だと思って働いている。いっそのこと社会福祉法人に委託した方がいいのではないか。

婦人相談員 精神障害がある方の対応困難ケースがある。どう対応したらいいのかわからない時がある。

婦人相談員 施設の予算が少ない。非常勤で薄給だと感じる。

婦人相談員 DV被害者支援について。シェルターの重要性は言うまでもないことであるが、実際にシェルターを利用するDV被害者はごく一部である。特に当センターの一時保護所は公的機関であるため、緊急性が高く、かつ福祉的支援が必要な方でないと入所は難しい。世間一般ではDV被害者イコールシェルター避難というイメージが固定化されているように思えるが、実際は自力で避難・転宅している人の方がはるかに多い。自力で転居した方にこそ、証明書類の発行が有効である。入所者は入所証明だけで、行政手続きがスムーズに進む。自力でなんとか逃げたものの、その後の新しい生活で問題を抱えている方の支援にもっと力を入れたい。

婦人相談員 電話相談が中心の仕事です。

婦人相談員 個人的な問題のようでも、社会的な問題を背景にしていることを強く感じる。さまざまな社会資源を使うことで、問題が解決できるので連携は特に必要。民間支援との連携も大きい。女性たちの生き辛さは社会の鏡とを感じる。ここまで生き抜き相談につながった人には敬意を表したい。

一方、非常勤である女性相談員は、身分は不安定で給料が安い。同じように机を並べている県職員との待遇差は余りにも多い。時間外をしても残業代も出ない。昇給なし、1年毎の更新、立場が弱いでの遠慮して意見をおさえることも多い。男女不平等も依然として課題が多いが、女性間の格差も痛感している。

婦人相談員 ・一時保護者について。個人の資源が乏しく(学歴や経済面など)、親や親類との縁が切れている人が多く、退所に向けて生活保護に頼らざるを得ない状況がある。社会の変化もあり、困難なケースが増えているように感じている。
・精神的に病んでいる人の対応には疲弊し疲労感を感じることも多い。
・一人で自立(生活面やお金の使い方など)が難しい人が支援を受けながら生活できる施設(ステップハウスのような)があればいいのと思う。

婦人相談員 ・問題が多岐に渡り、様々な機関との連携なくしては進まないケースが多くある。・経験の蓄積がとても重要な業務だと思う。
・まだまだ必要な支援が多くあると思う(ソフト面もハード面も)。・官民の連携がもっと必要だと思う。

婦人相談員 電話相談だけでなくケースワーク、保護命令申立作成、心理面援助など、かなり広範囲な動きや知識、情報収集を日々行っている。自分のためにもなり、楽しくやりがいのある職に感謝している。ただ、相談員としての経験を積み重ねていっても、毎年更新でキャリアは積んでも、昇給もボーナスも退職金もないというのはさみしいと、ボーナス月と年度末になると同フロアで共に汗を流している職員さんを見て思ってしまう。

婦人相談員 婦人相談員には、経験と知識が必要であることはもちろんであるが、同じ相談員が長期にわたって同じ相談・支援の場に居ることも問題が生じることもあると思う。新しい相談員を育てていくことも必要である。相談員はまず「人」であり、その誠実さが基本であると思う。その上で全国共通の同じ研修(相談員として)を最初にしっかりと学べる体制があると良いと思う。

婦人相談員 責任の重さ。

婦人相談員 研修の機会が少ないので研修を増やしてほしい。勤務がハードでなかなか仕事が進まない。残業手当がつかないので、他の日に時間を取るよう言われるが、時間が取れない。無給で働く時がある。働く人の精神ケアがされていない。県や市町村でDVに対する対応に開きがあり、対応に苦慮している。

婦人相談員

平成13年から配偶者暴力防止法に基づく被害者保護が定められるなどしてきたが、ストーカー行為等の被害者を保護する上では対応とまらない現状があり、同じ被害者を保護する上で見直す必要があるのではないかと思う。一時保護を求める方は支えてくれる身近な人(身内等)が居ない(生活の困窮など、生活を営む上で困難な問題を抱えている女性)の方が大きな問題点だと思う。又、精神疾患が疑われる方が多く、親子の関係が逆転している方もいる。相談員としてどこまで相手に寄り添うことができているのか、日々思い悩むことがある。

婦人相談員

・婦人保護とDV被害者支援は、女性の社会的支援として根底でつながっていることを実感してる。・女性福祉の視点で社会的支援が乳児～高齢まで活用できる制度、支援が整理されるとよいように感じる(性差を認めた上での男女平等は理解した上で婦人、というより女性支援の視点)。

婦人相談員

専門的な職種であるにも関わらず、当県においては、職員は1～3年で異動、非常勤職員は継続勤務の更新が5年までという制限があり、常にベテランの職員、または相談員が不在という状況であることに疑問を感じています。

婦人相談員

・スキルを後輩(後任)へ伝達することの難しさ。・非常勤、正規の職員ともに入れ替わりがある中で、一定の決まりごとを引き継いでいくことの難しさ。・ある程度の年齢(人生経験)の相談員を集めることの難しさ。

婦人相談員

保護命令の期間が半年しかなかったり、親や子どもから虐待を受けている場合に支援の根拠となる法律が無い等、法整備をしてほしいと思う。

婦人相談員

婦人保護業務では、様々な機関との連携や、更新されていく情報に常に敏感でなければならず、研修等で知識を得る努力はしているが有期雇用のため、せっかく得た知識や経験をムダにしまうのではないかと思う。婦人相談員の雇用の安定は、相談業務の質の向上にも繋がると思うのだが。

婦人相談員

一時保護所退所後の相談者への関わりとケアが薄いと感じている。行政機関であるが故に、できないことが多く、相談員としてジレンマを感じている。相談者を退所後もサポートしていく上で、何か方法はないだろうか。

婦人相談員

婦人保護のユーザーの人達によって、何よりも必要な事は、希望を持てるかどうかだと思います。現在の婦人保護は行き止まりで、その先は生活保護のような事になっています。ユーザーの人達が希望を持つためには、普通に住み、普通に働き、普通に生活するという事が大切かと思えます。現在の婦人保護には、この地域で普通に暮らしていく為のツールができていません。施設中心の考え方は、もうかなり古びていると思います。児童養護施設で育った人は、必要があっても婦人保護施設には絶対に入ってきません。それ程までに施設という物は、うとましい存在なのです。立派な施設を作るのではなく、地域で普通に暮らしていける為のシステム作りが必要と思えます。若い方々でどうか考えて行っていただきたいと思えます。

婦人相談員

①相談者の主訴は現在の女性問題であるという視点が必要ではないか。②売防法ではこたえきれない女性の多様化した生き方に、きちんと向き合う新しい女性保護政策が必要と考えます。③子どもと女性をセットにしない。それぞれの福祉施設が必要です。④当方に相談される内容を、女性政策と位置づけない当県に疑問を感じます。

婦人相談員

相談者の支援ができるように、業務に努めたいと思えます。

婦人相談員

宿泊施設化(無料の)していることが気になる。DVの事実確認ができないので、女性の言い分のみが情報。ウソをつく女性もいるので、その問題解決は何かしら検討が必要と思う。女子相談員の知識を上げるための研修がもっとほしい。現実問題として低賃金なので生活ができない。もう一つ仕事をしなければならない。もっと相談員の現場を国に理解してほしい。どれほどの厳しい現場なのか知ってほしい。

婦人相談員

・相談を受けた後、記録作成をする時間の確保が難しい。時間外に作成している現状がある。なかなか改善されない。・勤務年数が3年以内のため、相談員のスキルアップが望まれるが研修の機会があまり得られない(あるにはあるが・・・)。

婦人相談員

女性相談員は雇用不安定で業務量のわりに給料も安いと感じている。せめて相談に関するスーパーバイズを2か月に1度程度無料で行える又は、スーパーバイズ料金の負担の制度があってもいいのではないかと。嘱託だとできて当然という中で、しかも他機関との検討事例など参加もできず、本当に自分が受けた相談はこれで良かったのかということがずっと心の中にある状態となる。結局自分でお金を払って、信頼できるカウンセラーや医師にカウンセリングしてもらいながらのスーパーバイズとなりがちである。もしくはずっとスーパーバイズなしになってしまう。

婦人相談員

非常に責任のある心的負担も多く、諸機関との連携も必要とされる業務内容でありながら、待遇面も保障面も(権限もなく)不安定であり、安心して仕事にうちこめない状況であると感じる。専門性の高い仕事にも関わらず、非常勤で仕事のノウハウも共有されにくい状態がどうなのかと疑問に思う毎日です。

婦人相談員

この度は、全国的なアンケートありがとうございます。売春防止法に規定された「婦人相談員」になって16年目になる。私たち婦人相談員の実態について、あまりに知られていないと感じている。56年も前に制定された法律で「社会的信望があり、熱意と見識を持っている者に委託する非常勤」と規定された為か、身分の低さはもとより、非常勤の「雇止め」により、婦人保護事業に熱意を持ちながらも、泣く泣く辞めざるを得ない全国の婦人相談員の仲間たちが沢山いるのが現状だ。このような意味からも、私たち婦人相談員は「専門職」として認めてもらい、雇止めの廃止と処遇改善を願っている。

一つに、あまりにも安すぎる賃金と劣悪な労働条件である。1年目も10年目も現在も、月16日勤務の14万円(手取りは12万円程度)。ボーナスも残業手当も昇給も、退職金も一切なしである。常勤職員の3分の1ほどの給料で、経験年数は全く考慮されない待遇であるが、相談員自身が精神的貧困であってはならないと、我が身を奮い立たせ、すべての女性の自立を目指している。皮肉な話だが、相談者に自立を説く私たち相談員が、自分の力では経済的自立が出来ないと云う矛盾を抱えている。社会的弱者であり人権侵害を受けて相談に来る女性達と同じく、相談員自身も社会的弱者であるからこそ、共感できる部分も多く、相談者の抱える問題はまさに相談員自身の問題でもある。

(続き)

二つ目に、仕事のやりにくさがある。「非常勤の婦人相談員」に対する職場の区別と云う名の差別がある。「非常勤に対する蔑視」。例えば、「非常勤の婦人相談員には電話相談しかやらせない」とか「一時保護には関わらせない」といった事がある。私の場合も、平成9年に婦人相談所に入った当時、当時の所長からの勧めもあって、電話相談、面接相談、一時保護担当をしてきた。平成17年になって、県職員が職場に増える、「婦人相談員は一時保護の担当は外す、電話、面接相談のみとする」との上司の一言で、一時保護から外された苦い思いがある。それから8年経つが、外された無念さは今だに残る。3月31日まで、学校事務をしていたような県職員(福祉畑の経験もない)が何の知識も専門性もなく、被害者のケースワークにあたる現状。加害者の事を平気で「ご主人が暴力を振るわれて」などと、家父長制の理解もないままにケース会議に臨む有様に嫌悪さを感じる。これで、被害者支援が出来るのか？二次被害を与えているのではないかと心配になるがこれが現状だ。このような有様で本当に被害者支援が出来ているのか？電話相談の経験もない、暴力についての知識もなく専門性のない常勤職員が一時保護担当ケースワーカーとなり、経験を積み専門性を持った婦人相談員が、非常勤と云うだけでケースワークから外される。何を中心に考えているのか？被害者支援を主とするなら、なぜ婦人相談員が外されるのか？おかしい、間違っている。どこの県も同じとは言わないが、こんな事が堂々とまかり通っている県もある事を知ってもらいたい。売春防止法は、婦人相談員を一つの「機関」と位置付けている。暴力の被害を受けた女性の立場に立って支援していくためには、専門的視点を備えた一つの「機関」としての権限が婦人相談員に与えられる必要があると考えられるが、実際の職場は全く違う。「常勤職員ではない」ことで、言われのない区別や差別を受けないように、「専門職」として認めてもらい、被害者支援に積極的に関わっていききたい。労働条件の改善も必要だと思う。非常勤と云う事で、配転がないわけだから、多様な経験を積むことが出来るメリットを積極的に評価してもらい、被害者支援に有効に関わらせてもらいたい。

婦人相談員は、売春防止法、DV防止法、人身取引行動計画に基づく仕事をしている。相談内容は、一つとして同じものではなく、多種多様であり、極めて多面的な多面的な問題を含んでおり、まさに現代の縮図だ。そこには、女性ゆえに行き辛さを抱え、福祉的な支援が必要な女性の姿がある。ただ単に、個人の問題ではなく、そこには社会構造の問題が潜んでいることに気づくことが必要だ。これらに対応する婦人相談員の任用要件(専門性の資格)について考えてみた。

必要なものとしては、1、ジェンダーや人権意識に敏感であり、志の高い人。2、女性学を学び、フェミニストとしてのバックボーンを持っていること。3、ストレングス視点(従来の病理、欠陥モデルではなく)に基づく援助観を持ち、権利擁護意識を持つこと。4、法的支援に役立つ法的知識や、外国人援助のための語学力がある。5、さまざまな社会資源が活用できる力をもつ(情報提供:情報は力なり)。6、ソーシャルワーカーとしての素質とネットワークが築ける力。

(続き)

上記の事を考えると、現在これらの要件をすべて網羅する(担う)資格はないと思える。上記の要件は、婦人相談員が相談対応に必要な要件であり、婦人相談に欠かせない専門性であるが、それは2~3年で得られるものではなく、実際の相談経験を通して培うものだと考える。婦人相談の仕事に真摯に向き合い、自己研鑽を重ね、継続する仕事の中で得られる、見えてくる蓄積以外では得られないもの、専門性とはスキルも含めて、それは「力量」だと思う。対人援助と云う相談の職に就き、職人のように、一つ一つのケースを通して学び、経験し、失敗や反省を含めた経験を通して、そのスキル・力量は培われるものだと思う。このように経験の蓄積によって培われる部分が大きい業務であるにも関わらず、数年で雇いを解かれる動きは、売春防止法で一つの機関として位置づけられた相談員の地位を脅かすだけでなく、専門相談機関のマンパワーの低下を招き、延いては婦人保護事業の形骸化につながるものと危惧される事だと感じる。婦人相談員は、日本全国でバラバラな雇われ方(県でも違うし、市もそれぞれに違う)をしているが、悪い意味で「雇止め」という全国的に同じ状況になってしまったことが残念でならない…。是非「雇止め」を廃止し、婦人相談員の「専門性」を認めてもらいたい。

その他の相談員
(電話相談員)

保護された母子のアフターフォローのむずかしさを実感する。

その他の相談員
(電話相談員)

暴力で一保となっても子供の父親を訴えたくない女性、又、生活・子供を守る為、結局自宅に戻り再度繰り返す事になるのは、一時的にしろ生活に困らない金銭的にも含めた支援が少ないからではないだろうか。DVの加害者が社会的に認められている男性社会なら、もっと加害男性に罰則の様な事を考えたらどうだろう。

その他の相談員
(電話相談員)

業務(電話相談)の一部を担っているが、婦人保護の全体像がなかなか把握しきれず、様々な研修が必要と感じています。知ると知らないでは、相談者に対する対応が変わると思うからです。また培った経験も、非常勤の勤務年数に限度があり、途中で終わり、生かされ持続できない現状なので、これから、勤務形態も考えていって欲しいと考えています。様々な悩みを抱えている人が多数いて、まだまだ相談にたどり着けない人もその何倍もいると思います。婦人保護事業のますますの充実を願っています。

その他の相談員
(電話相談員)

婦人保護の業務の必要性が高まっていると常々感じています。親や親類、友達、地域と切り離された人々が多く、以前なら保護の対象とはならなかった人達だろうと思います。ただ本当に保護されるはずの人はもっと多くいるようにも思います。声をあげずにいるだけのDVを受けている女性の存在を見逃してはならないはずで、それとは真逆で、保護の必要のない人が気軽に「シェルターはどこにあるんですか？どうすれば入れますか？」という人が、TV番組の後でその影響から次々と連絡がはいり、無料のビジネスホテルの感覚で「利用したい」と言われ苦笑しました。婦人保護の概念の広まりはもちろん良い事ですが、保護の内状を公開できないジレンマを感じます。

その他の相談員
(電話相談員)

私の業務は、夜間の電話相談と入所者への対応で、4人で365日に対応します。17時15分～8時30分までの勤務中、22時～6時までホットラインがならなければ、休養がとれません。あくまで夜間パート対応です。しかし相談者や入所者は生身の人間であり、各々の事情も抱えていますので、出来れば夜間相談員の個々の対応に任されるのではなく、ケースの情報も開示し、対応も研修しマニュアル化してあたりたいたいと考えます。個人に任せながら管理せず全てを任せるのは再考して下さい。

その他の相談員
(電話相談員)

核家族化、母子家庭も多くなっている中、婦人保護の業務は重要なことだと思う。私は女性の電話相談を担当しているが、相談する人がいない人にとっては心のより所になっていると思う。女性の一時保護の業務も大切だと思っているが、せつかくの一時保護が先につながらないケースも多い。

その他の相談員
(電話相談員)

電話相談員として、相談者から発せられる言葉に神経を使い、言葉にはならないサインを聞き逃さないように心掛けています。相談者は「DVなのかどうなのか知りたい」と言いながらも、「DV」と決める事での衝撃もあり、なかなか相談者の言葉にのる事もできません。電話相談が相談機関へのとっかかりとなる場合も多く、今後引き続き相談がしやすいような関係づくりも心がけます。ただ相談者の抱えているものは複雑に絡み合い、DVだけではなく、金銭問題を通り越した貧困、家族関係、仕事、孤立、そして相談者自身の精神の病もしくは発達障害、そして子供の問題があります。面接での相談場所として住所地の福祉を紹介しますが、相談者は心身ともに正常な状態ではなく、ワンストップでこれらの問題解決に向けて対応出来る所があると良いと思います。そして、両親のDVを見聞きしたのは児童虐待と言われているにも関わらず、保護所ではあくまでも同伴児でしかありません。保護所を出て、他の都道府県に行ってしまったら、同伴児たちは、母が申し出をしない限り行政が関わることもないと言う現実です。婦人保護の下の子供達に目を配るのは、健全な成長のためにも必要かと思えます。

その他の相談員
(電話相談員)

電話相談員は、聴く事が仕事と言われ、電話対応以外の研修は声をかけてくれませんか、必要ないと思われるようです。ある程度の知識がなければ、聴く事だけと言われても、寄り添う事はむずかしいと思います。

その他の相談員
(電話相談員)

まだ研修中のため、平成24年度の質問は無回答にしています。

その他の相談員
(電話相談員)

電話相談を中心に業務についているが、DV以外でも様々な相談がよせられる。DVを受けていても、離婚せずにおさめたい、夫は変わる事はできないのかと言う意見が多い。伝えるべきことは伝えているが、相談をした方は納得してないように思える。電話相談での限界を感じる。

その他の相談員
(電話相談員)

数年前までは、DV被害で保護される女性は、いわゆる一般家庭の主婦が多く良識的でした。帰住先なしで保護される人たちとの共同生活が気の毒に思う場面が多々ありました。最近では、年齢に関係なく基本的な生活習慣が身につけていない人が多いことに驚きます。毎日部屋をかたづけすることもなく、1日中過ごしています。また妊婦で保護され出産まで過ごし、出産準備等をすべて当所まかせで、出産後は乳児を連れずに戻って来ます。体調が回復すると、そのままひとりで退所していくケースが多くなっています。話を聞くと、母親も同じことをし、本人は施設で育ち頼る人はいないということも多く、世代間連鎖のように感じます。DV被害に遭わないためにも、若くして望まない出産あるいは、望んでいても育てられないことのないようにするためにも、女子(もちろん男子もですが)教育の必要性を痛感しています。勉強ではない教育が重要です。宿直の職務については、何ごともしなければひとりで十分ですが、妊婦や持病のある方やけが人がいる場合は、緊急保護が重なると非常に負担が大きくなり、精神的にはかなり苦しい思いをします。

その他の相談員
(電話相談員)

電話相談員として関わり、月数回の宿直をしている。精神的・身体的に自立が困難な方が多いと思う。また金銭的な問題もあることが多いと思われるので「女性の貧困」に取り組む、他の部署があればいいと思う。もっとDVの問題のみに特化して取り組んでもいいのではないかと。電話相談では、精神疾患で依存的になるケースが多いと疲れる。

その他の相談員
(電話相談員)

何度も入所をくり返す方、喫煙する方、高齢の方が多く様々に思います。

その他の相談員
(電話相談員)

男女共同参画であるならば、女性だけでなく男性の悩みの相談が出来る機関がもう少しあってほしいと思います。女性が保護されても、男性のケア、改善策がなければ、また同じ状況になると思います。自殺者も男性が多いのです。働き手の男性のケアをすることで、女性の立場が守れると思います。

その他の相談員
(電話相談員)

警察の対応ですが、大きな警察署では随分良くなってきたと感じます。しかしまだ派出所の警官の中には、DVの認識が無い人もいて、結婚していないのでDVにはならないと言われたなどと相談してくるケースもあります。早い段階でDVと気づいてもらえるように、テレビ等で具体例を挙げて報道してもらえると、立ち直りも早いし、若い年令だと次へのステップへいきやすいと思います。

その他の相談員
(電話相談員)

提案にも不可能だと思いますが、土・日・祭日の業務が動かない所が非常に残念です。DVは24時間365日起きています。医療関係者から早急に対応して欲しいとの相談があっても対応できていないように思います。

その他の相談員
(電話相談員)

とにかく荷の思い業務だと思います。知識として身に付けておかななくてはならないことも多く大変です。

その他の相談員
(電話相談員)

婦人保護施設を利用する人の多くは生活保護を受給せざるを得ない場合が多い。複雑な家庭環境で育った女性の中には精神疾患があったり、学習能力が低く、就労もままならない人もいる。そういう女性達が子育ての不安も抱えながら生きて行くのは大変なことである。婦人保護施設退所後、アパート転宅したものの、DV夫の元に戻ってしまうケースも珍しくない。施設入所中に弁護士を紹介し、離婚に向けた支援をしても、一人になると不安になってしまうのかもしれない。「切れ目のない支援」をするために、女性にやさしく、利用しやすいサービスがもっと充実するとよいと感じる(とても抽象的ですが・・・)。

その他の相談員
(電話相談員)

最近相談で多いのがモラルハラスメントです。言葉の暴力により、相談者は自殺を考える程追い込まれていますが、なかなか一時保護の対象にならないのが残念です。

その他の相談員
(電話相談員)

- ・被害者が諸関係機関の窓口で指示や命令、非難、批判等受けているケースもあり、二次被害、三次被害になりかねない。
- ・田舎であれば、役場での相談は守秘義務が守られていない可能性があり、地域で孤立、助けを求めにくい。
- ・寮生活でも、日課、規則に縛られて嫌々こなされている方もいる。団体生活で統制を取るのが困難なのか？

その他の相談員
(電話相談員)

私は夜間休日の電話相談のみを業務としていますが、特に他県から、夜間休日はそちらでしていると(番号)案内されたからと電話を受けることがあります。また、件数も増えてきています。もっと夜間休日の電話相談を増やされてはと感じています。

その他の相談員
(電話相談員)

- ・相談員の教育について、力を入れていただきたい。
- ・5年の雇用期間なので、慣れて来た頃には辞めることを考えなければならない。長期間働くことのデメリットもあるが、経験も大事な事だと思う。
- ・仕事の重さ、危険度から考えると賃金は低いと思われる。

その他の相談員
(電話相談員)

婦人保護のユーザーの人達によって、何よりも必要な事は、希望を持てるかどうかだと思います。現在の婦人保護は行き止まりで、その先は生活保護のような事になっています。ユーザーの人達が希望を持つためには、普通に住み、普通に働き、普通に生活するという事が大切かと思えます。現在の婦人保護には、この地域で普通に暮らしていく為のツールができていません。施設中心の考え方は、もうかなり古びていると思います。児童養護施設で育った人は、必要があっても婦人保護施設には絶対に入ってきません。それ程までに施設という物は、うとましい存在なのです。立派な施設を作るのではなく、地域で普通に暮らしていける為のシステム作りが必要だと思います。若い方々でどうか考えて行っていただきたいと思えます。

その他の相談員
(電話相談員)

①相談者の主訴は現在の女性問題であるという視点が必要ではないか。②売防法ではこたえきれない女性の多様化した生き方に、きちんと向き合う新しい女性保護政策が必要と考えます。③子どもと女性をセットにしない。それぞれの福祉施設が必要です。④当方に相談される内容を、女性政策と位置づけられない当県に疑問を感じます。

その他の相談員
(電話相談員)

DV被害者に対する支援の部署にも関わらず、又、名称は「DV専門相談員」となっていますが、電話相談だけの対応をするとされ、全くケースワークに関われず、相談すら伝達されず、淋しい限りです。年末年始、夜間の人的要員とされていますが、外部(警察、その他関係機関)からは業務内容のちがいは理解されず「知りません」と応答し、お叱りを受けたことが度々あります。●●都道府県のようにケースワークを担当する職員や正職員が2部制(昼、夜、祝日)にして勤務した方が、混乱なく良いと思えます。

その他職員
(正規)

- ・精神疾患を抱えた方で所持金がなく病院受診が必要な場合、無料低額診療の該当病院がなく困っている。
- ・妊婦で妊娠8~9ヶ月で未受診のケースが数件あるが、リスクも高く受け入れてくれる病院がほとんどなく困っている。
- ・行政機関の役割や、制度を把握していないとなかなかケースを担当するのは難しい。
- ・市町によって対応が異なるため、ケースの協議が難しいことがある。
- ・警察からの一時保護依頼は、本当に緊急性のあるケースと、いざ入所すると本人の意志ではなく警察から言われたからと、すぐ退所するケースが目立つ。
- ・一時保護者数も増加し、人手が足りない(委託者まで支援が及ばないこともあり、自宅に帰るケース、再入所のケースなどが多くなっている)。
- ・電話相談が苦手。TELがかかってくると苦痛。
- ・個々によって、質問の内容の受けとりかた、解釈の仕方がちがうことが気になった。

その他職員
(正規)

最近家庭に居場所のない高齢者や、自分の不貞行為でDV被害にあっている人、精神・知的障害など一時保護の対象者がかなり幅広くなっている。不法滞在の外国人支援なども困難事例のひとつである。当センターは専門職種がそろっているのなんとか対応可能な状況であるが、それでも支援困難な場合もある。基本法である売防法の改正も着手されることすらかなり先のような気がするため、24年度行われた婦人保護事業の課題に関する検討会の内容を是非具体化できるよう期待している。

その他職員
(正規)

本県だけかもしれないが、入所者に関わるケースワーカーのマンパワーが不足し、結果として入所者が滞留し、入所●●の職員も多忙となり、経費もかかる構造になっていると考える。

その他職員
(正規) 同伴児童への「学習権の保障」について、このセンターに異動になった時からその重要性を感じていました。安全が確保された後は地域の小学校中学校に通学させていますが、それまでの1~2ヶ月、または一時保護のみで退所してしまう子どもたちの学習保障について、●●県方式のようなやり方が早くできるようになればと思っています。

その他職員
(正規) ・措置権がないためのがゆさ、その逆の気楽さ。・市町村の温度差(協力的な市町村とそうでない市町村、同一市町村内の連携のあるところとないところ)。→DV業務は、県がやるべきと考える市町村が多い。・どこまで行政が関われるのか。・個人と公人。・福祉の勉強をしてこなかった一般民政の者が、この業務についてよいのか、日々のケースワークでは相談しながら行っても、入所者からの相談に的確に答えているか不安。

その他職員
(正規) このアンケートの間3(2)など、各職員で会に対する捉え方が異なるので、同じ会でも違う選択肢が、所内でも選ばれている。上司に相談したところ「個人の意識の違いもみするためではないか。私から具体例を示すようなことはしない。」の回答があり、それに従った。相談員用のアンケートと私には思われ、相談を主担当していない私には答えづらかった。
婦人保護は実質的に福祉事業と捉えているが、DVは総務(男女共同参画)と担当部署が、都道府県、市町村によって異なる。主部署が福祉系でない場合、生保・障害・高齢担当の理解が薄く支援に困ることが多い。特に生保は市町村によって、対応にかなりの差があり最低ラインは国・都道府県で統一が必要と考える。被保護者は低学歴(中卒・高校中退)が多く、教育の重要性を感じる。また、同伴児の為に、一層、児童相談所、教育委員会が必要と考える。

その他職員
(正規) DV、自立、子のために保護すべき女性は確かにいると思いますが、女性だから、子どもがいるからという理由をつけ、お互いさまのケンカと思われるケースもDVのくくりで保護せざるを得ない。生活保護をつけて転宅しても、結局は自宅へ戻ったり、家に入れてしまったり、税金を投入してまで支援しなければならないのか疑問に思っている。

その他職員
(正規) ・職員、相談員の育成や研修について、相談内容が広範多岐にわたり、困難事例に対応することが多いが、相談員など関わる者の体制、例えば非常勤者の限定された勤務期間等、育成のための計画的な研修が充実とは言えない現状である。今後は年々の職場内研修を効果的に活用するとともに、予算の確保にも努めたい。
・関係機関との連携について被害者の安全と意志や気持ちを守りながら関係機関との連携を工夫していくことが重要である。いつ、どの機関とどの内容について情報を共有するのかを考えないといけない。

その他職員
(正規) 保護された方々の生活面、児童の学習面に関わっています。ほとんどのケースに関して、知識として知っているだけです。アンケートには対象外の立場のようですが。

その他職員
(正規)

・女性相談、保護の状況が各県で違うこと。・担当スタッフが2～3年くらいで転勤等で変わってしまうこと。・(転勤等で)現場に来て初めて関連の勉強を始めること。・あくまで本人のニーズでの支援なので、十分にフォローしきれないケースがほとんど(アフター)。上記等が女性保護事業の進展がない理由と考えられる。民間の実践者に事業整備を委ねるしかないのか？

その他職員
(正規)

1) 婦人保護施設には、DV被害者、生活困窮者、他に生き場のない者等、主訴、年齢がさまざまな方たちが入所されており、個別処遇が困難な場合が多い。その割に直接施設で処遇にあたる職員の研修の機会が少なく、場当たりのなかかわりになってしまいがち。相談員や心理判定員の研修のように、施設職員にも、国の研修会を企画してもらいたい。

2) 女性相談員の嘱託雇用形態を改善すべく方策を検討してもらいたい。理由) 業務内容がより専門性の高く、また一身に危険のおよぶ場合もある。経済的なうしろだてが必要。

3) 児相で虐待ケースで関わっていたケースが18才に満たないDV被害者として入所して来たり、風俗にうられて避難してきたりの事例が24年度目立っている。親指導など児相との連携は特に必要になっている。4) 外国人への通訳、高齢者、障害者対応など、まだまだ支援システムを構築・運営していかないといけない段階にある。

その他職員
(正規)

非常に危機的な状況に置かれている女性が多く、当センターにおいても休日・夜間を問わず、警察を通じて、もしくは当事者自らヘルプを求めてくる。当事者の生命を守る意味で、保護は最優先であるが、加害者への対応(意識改革等)への方策はどこにもとられていないのが現状ではないだろうか。ワークショップが実施されているところもあるが、まだまだ不備な面が多い。女性相談と警察との連携は強化の方向に来ているが、犯罪として取り締まることが増えれば、ソフトな面において連携が図れるのか、不安な面もある。

その他職員
(正規)

・ほとんどの同伴児が、被虐待児(DV目撃を含む)であり、心のケアの必要性を強く感じる。・入所者の多くがDV家庭で育っていたり、加害者も同様DV家庭で育っている事が多く、負の連鎖の恐ろしさを実感する。

・精神疾患がある方の入所も多く、当施設入所後に入院が必要な方も年に数人いる。DVで避難しているため、医療保護入院の際、保護者が決まらない事で苦心している(夫や親族に連絡を取ることは危険なため)。

その他職員
(正規)

・とにかく婦人相談は難しい。・配慮しているつもりではあるが、相手にとっては二次被害を与えかねず、日々慎重に対応している。

・一時保護についても、全てを一時保護するのではなく、その時の危険性、資力、能力を見ながらの判断なのでとても難しい。

その他職員
(正規)

・一時保護女性の知的能力、資質、生活能力、対人交渉力、コミュニケーション力、社会制度を利用する為の常識的な知識等の不足する事例が散見され、個別支援の必要性があると考えられる。・一方ではDV被害による影響が2次的に能力が低下し不適応状態となっていることも少なくない。・保護女性だけでなく、同伴児の学習支援、心のケア等、教育、社会、心身へのケア支援がより一層必要であると考えている。

その他職員
(正規)

DV被害者の保護が増加する中、子どもの入所も増加しており、子どもの生活プログラムや治療プログラムの必要性を感じています。当センターは婦人相談員は都道府県の正社員ですが、6名で日中の電話、来所、相談、一時保護入所女性のケア全般を対応しているので、一時保護入所女性のケアが十分できていないところがあるため、毎年増員を希望、要望しています。

その他職員
(正規)

多種にわたるが知識、面接技術が必要と感じているのですが、やりにくさを感じる制度も多くあり(福祉の実践機関調整に時間がかかる、使える資料が少なすぎる)、まだまだ発展途上だと思っています。

その他職員
(正規)

婦人保護事業の中でも特に母子(18才未満)のケースについては児童福祉法あるいはそれに準ずる形での保護が絶対に必要だと思います。又、市町村が措置権を持つ母子生活支援施設についても最近では「ボコボコのDVでないと措置しない」など、当事者の権利が侵害される事案あり、手入れが必要だと思います。又、同施設内での支援体制にもバラつきがあり、児童福祉法に基づく施設の中でも遅れが目立つと感じています。

その他職員
(正規)

・これほど重要な業務を行っているのに、福祉分野であまり認知されておらず、力を注がれていないのが残念である。
・支援の専門性に基づく標準化や底上げが必要な時。・改革や工夫の余地はたくさんあるも、ケース対応や日々の業務におわれ、一所や一職員では限界がある。・国レベルで支援について協議する場(ワーキングなど)や現場の実践をまとめるシステムがほしい。

その他職員
(正規)

・DV被害者支援について、市町村との連携はスムーズになってきている。しかし新生活を支える枠組みがまだまだ不足しており、PTSDに悩まされたり、生活不安(母子での)を抱えている方も多い。避難後の生活を支え、自分の人生を力強く歩んでいただける体制づくり(ピアカウンセリング・就労支援など)の必要性を痛感している。・売防法については、人材の視点からも買側への取り締まりや罰則規定を強化する必要がある。売春に対して世間の目が甘い様に思う。

その他職員
(正規)

①婦人保護事業の権限を政令市・中核市へ拡大してほしい。
②一時保護所の入所者には、知的・精神に障害がある方が多くいる。それぞれの法律で対応できる様にしてほしい。障害のある方を支援する施設(グループホームなど)が少ない。
③地域で避難させる場合のルール化を国が明確にしてほしい(支援・費用・主体をどちらにするか)。

その他職員
(正規)

4月からの勤務ですが、本来の保護対象以外の方の入所があると思います。警察が対応に困って、女性というだけでおしつけている。保健所が精神障害なのに、女性だというだけで、ごり押ししてくるケースもある。

その他職員
(正規) 周囲の認知が低い。重要度が低い人の理由が受け入れられるため、本当に必要な人に助けが届いているか、不安な面が感じられる。

その他職員
(正規) 外国人が関わるケースが多くなってきている。言葉の問題があり、十分な支援を行っていく上での障害の一因となっている。

その他職員
(正規) 長期にわたりDVを受けていても、DVという認識のないまま生活し、相談機関につながったことがきっかけでDVと認識した人もいる。DVというものがどういうものか、その場合どうしたら良いのかということは今以上に広めていく必要性を感じている。

その他職員
(正規) 職員体制の充実が必要(まず人数と常勤職他)。

その他職員
(正規) 婦人保護施設の生活の中では、本人が目標を持つことが大切であると思う。段階的に関わり方や、本人の成長を評価していかなければならないとも思う。職員の幅を広げたほうが良いのでは？種々の経験を得た者が対応することにより、効果的であり、業務の内容が充実するのでは？

その他職員
(正規) DVの取扱い件数が多数を占め、従来の婦人保護(売春、援助交際、転落未然防止等)の対応がなおざりになって来ている感じがします。
◎設問は婦人相談所に限ってのものでしょうか？当所は、婦人保護施設と併設であり、業務の区別は困難です。

その他職員
(正規) 各都道府県で婦相の人員配置、予算等規模の差が大きく、業務内容も統一されていないと感じている。独自性は重要だが最低限必要なガイドラインについては国が明確に示し、現場で浸透しやすくわかりやすい形に表して欲しいと考える。例えば、児相の運営指針のようなものを発出していただきたい。

その他職員
(正規) ①婦人相談所に、いろいろな機能が附置されたり、保護対象者が幅広いため、課題が生じている(自立にむけて積極的に外部との交流が望まれる。一方では、安全確保のための行動の制限等)。
②職員の半数以上が非常勤職員体制の中で、業務自体は夜間休日、緊急対応があり、婦人相談員の常勤化が望まれる。
③一時保護所と婦人保護施設が併設されていることによる不都合(①と同様の課題)が生じている。

その他職員
(正規) 他福祉制度と重複して対象となる女性も多く、連携を具体化しなければならない部分が山積みだと感じる。

その他職員
(正規) この施設は、精神障害者の保護が多く、対応に苦慮している。専門的な相談員の増加を望みます。

その他職員
(非常勤) ・一時保護されても、夫や恋人のところへ戻ってしまう被害者、自立のための支援を受けている途中で放棄してしまう人、繰り返し一時保護入所される人が見受けられる。その方たちに対する支援を継続して行なう場合のモチベーションの持続はなかなかむずかしいように感じる(私自身は直接の支援を担当はしていない)。水際で長年支援を担当している人たちが、無力感や忙しきでバーンアウトしないようなケアがもっとも必要ではないかと考える。またこのような仕事に従事している人員が非常勤職員であり、給与や休暇等の待遇面が仕事の重要性やハードさに見合うものでないことも、今後の課題ではないかと思う。

その他職員
(非常勤) 一時保護所に入所して、「ゆうべは安心して眠れた」とおっしゃる方がわりかしおられます。その時「ア～良かったネェ～」とこちらもうれしくなります。一時保護所では、気持ちを安らげてもらえる様に、見守っていきたいと思っています。

その他職員
(非常勤) 一時保護指導員として、土日祝(日勤)、水曜(夜勤)の勤務。警察等からの連絡を職員に伝える業務と、入所者の生活援助のみしかやっていない。問4～問6についてはほとんど全く関わっていない。夜勤17:00～翌朝8:40(拘束時間15時間40分)、休憩(22:00～翌朝6:30)。22:00～6:30の間に緊急入所がある場合、(入所手続き、オリエンテーション、寝具・着替えの用意、施設内案内、緊急食の用意)に2～3時間かかるがその手当は無報酬となっているが、そのことについて具申したが回答なし。今はボランティア精神をもって働いている。

その他職員
(非常勤) 一時保護所内の入所者のお手伝い、電話番号が主な仕事なので、アンケートにお答えできないものがほとんどでした。申し訳ありません。

その他職員
(非常勤) 警察からの電話対応と職員への連絡、入所者への生活援助が仕事だが、入所者の中には、警察からのおしつけみたいなの(入りたくないと言う人)、4～5時間が出る人、ホテル替わりの人が以外と多い。そういう人、入ってやったって感じ。仕事とはいえ少しイヤ！な人もいます。変！(好きなこと書いて申し訳ありません)。

その他職員
(非常勤) 心理療法担当職員という職種は、入所者の心のケアを中心とした仕事をしています。基本的に入所者は、退所にむけてのケースワークが主のため。ケースワークの合間をぬってケアを行います。また、入所の期間は入所者それぞれでまちまちです。そのため心のケアにかけられる時間は限られているため、思うような支援ができずにいることが多々あります。

その他職員
(非常勤) 任期が5年であり、経験が積み上がらない。また、給与・待遇面も十分でないので、任期が長期になったとしても継続勤務は困難である。

◎道州制の実現に備え、県の婦人保護業務も各市に移管してもよい時期にきていると思う。

1) ■■■県センターでは、年間入所者数(100~150名の間)の割には、非常に多くの担当職員で構成されている。入所者の平均在所日数は約1ヶ月で(全国平均は約2週間)、どうして長期間になるのか疑問である。つまり極めて高コスト体質で運営されている。税金が投入されていることを考慮するともっと効率的、合理的運営ができないものかと思う。夜勤は非常勤の生活支援員が絶対二人体制で行っている。

2) 夜間の警察よりの緊急入所依頼に対しては、生活支援員が対応し、事情を聴取し、その内容を管理職に伝え、管理職が入所の可否を決定している。現在、緊急入所の件数も増加している。責任ある立場の正職員が夜勤業務についてもよい時期かと思う。緊急入所の対応は、警察が高圧的だったり、故意に事実をかくしたりすることがあり、緊張感を伴う場合が多い。

3) 生活支援員は、研修の一環として、他の婦人保護施設や他県の婦人相談センターの見学を望んでいるが、なかなか現実に至っていない。

4) 生活支援員に対する管理。監督、指導に関して、数年前までにそれなりに行われていたが、近年管理職が替わってからは、全くと言っていい程実施されていない。直属の上司が誰であるかも明瞭でない現実である。

5) 婦人相談センターのサポート体制は生活保護制度に依拠して成り立っている。この制度がなくなったら、たちまちセンターは機能不全に陥ってしまうだろう。入所者に対する具体的な自立支援は、転宅先の市のCWIに委ねられていくので、センターの職員の方が業務の困難度において軽いように思われる。

6) 多額の税金の投入によって、サポート体制が維持されている。サポートが効果があったのか否か知る為には、退所後の事後調査、生活状況把握が必要である。その為には本人にため、情報提供に必ず旨の承諾をとっておく手続きも重要と考える。

7) 同伴児の将来が心配である。不幸の連鎖を断ち切る為にも、同伴児の就学支援は絶対必要である。

その他職員
(非常勤)

生活支援員は、相談員やケースワーカーと違い、DVシェルターでの生活支援であるため、今回のアンケートでは質問に回答しづらかった。この仕事に従事してから、避難して来る方の多くが、元来福祉的ケアを必要とされる方であることを知った。その意味でシェルター退所後の社会的支援が重要であることを強く感じる。

その他職員
(非常勤)

婦人相談センターに入所して来る母子や単身者に対してのセンターの対応は、やや過保護気味のような気がします。三食おやつ付。気分がすぐれないと本人達が(自己申告)申し出れば、朝5分程度の掃除もせずに眠っている。その後食事やおやつ、喫煙は欠かさない人も多い。喫煙率は高く、センターには喫煙場所が特別なく、下駄箱近くでタバコを吸わせている。フィルターはヤニですぐに交換しても真っ黒になる。母子が一緒にいなければならないので、乳児や幼児も喫煙している母の近くで遊んでいる。■■■都道府県の婦相のように個人(一人用)のアクリル製喫煙ボックスが欲しいです。また入所者が消灯時間以降も喫煙を希望すると、支援員が防災上、同行しなければならない。従業員に副流煙の害を与えてよいのでしょうか。

その他職員
(非常勤)

その他職員
(非常勤)

・当県では、一時保護利用者のケース担当職員と、同利用者の生活支援職員が別である。別にせず、ケース担当職員が利用者の生活ぶりを実際に見ていくことによりトータルな支援を考えていくことが出来るように思う。業務形態の変革が必要と考えている。

・一時保護はあくまで短期のため、利用者へDVについての情報提供(講座を開催)はしているが、転宅先が決まれば退所となる。着地先での居場所作りは利用者自身の努力となるため、相談先を伝えてあったとしても孤独や育児不安から、帰宅したり安易な恋愛・婚姻につながって再入所となるケースも少なくない。アフターフォローの充実が重要だと感じている。

・DV被害者に、知的障害者は少なくない。福祉サポートが必要なケースの支援をどう行っていくか、根本的な検討が重要だと感じている。

その他職員
(非常勤)

・心身ともに傷ついて子どもの気持ちを受けとめるどころではない様子の母のもとで、同伴してくる子どもたちの思いはいかばかりかと思えます。様々な言動等に表わす子どもたちや、出せないでいる子どもたちから、よくわからないまま知らない所に来て様々に傷ついているであろう子どもたちの不安は、察するに余るものがあると思っています。・相談、面接、転宅活動、医療機関への受診など入所者の自立支援のために必要な同伴児の保育業務に携わる者として、安全に子どもたちを預かり保育するだけでなく、子どもたちの気持ちに寄り添う者としての心のケアの大切さ、必要性を思いながら保育にあたっています。受けとめや認めなど多くして自信をもてるよう心にかけています。

・DV被害者だけでなく同伴児であっても手厚いケアが必要であり、被害者としての同伴児のケアをしっかりその後も行っていくことで、DV被害者のエンドレスを小さくしていくことにもつながっていくと思うので、保護支援の同伴児ケアに関わる人的な予算増を思います。

◎婦人相談所の母子の保護支援についての保育士の役割として(DV被害者である母が相次ぎ援助を受けていく途上にあり、やがて心身を回復させながらセンターを後にしていく訳であるが)、その時々母の揺れに左右されて過ごすことも、狭い居室内で余儀なくされている子どもたちへ、安心できる場の提供をすべく、保育の場のスペースは、心地よく安堵できる場でありたいと思う。子どもたちの安定は、母の安定にもつながり、保育の役割は時にはイライラやトゲトゲした母子の修復として、子どもの良い所の伝えや、母自身の認めや労をねぎらうことなどにより、子育てに自信を持ってもらったり、やがて回復してきた母の元に子どもたちを戻していく作業でもある。大人の様々なルールのある中で生活する不自然さの中にあって、時には母のストレスのはげ口となり、時には母から寄りかかれて母を支えている健気な姿も見せながら、怒りや甘え、ストレスなどを様々な形で出してくることもあり、様々に受容し、傍で寄り添う身近なよき理解者でありたいと思っている。

その他職員
(非常勤)

婦人相談センターに非常勤職員として勤務し■年を過ぎました。職種が、生活支援員と保育士の立場である為、専門的な分野での質問の内容には該当する項目が少ないですが、日々、入所者・同伴児とのかかわりに全力で取り組ませていただいております。特に母子とのかかわり合いは対象の母子に合わせて自分のカラを破って入りますから、日々学ばせていただく事の連続です。怪我のない様に配慮しながら、おさえつけられていた環境からのがれて新しい出発を始める短期間の間、過ごすセンターでの一時を温かくして解放的で何か希望がもてるような場を提供出来る様にと勤めさせていただきます。ただ出来ればDVなどなくなれば良いと思っております。